

農業振興施設改修事業の補正予算に係る提案説明について
の事実確認に関する調査特別委員会記録簿（第7回）
令和4年1月20日（木）

1 出席委員（8名）

委員長	原田てつよ	副委員長	齋藤一信
委員	大月隆司	委員	藏本隆文
委員	栗尾典子	委員	坂本亮平
委員	仁科文秀	委員	東川三郎
議長	藤井義明		

2 欠席委員（なし）

3 説明のため出席した者の職氏名

法的アドバイザー 森岡佑貴

4 事務局職員

議会事務局長 長野浩一 議会事務局次長 虫明 隆

5 付議案件 別紙のとおり

6 場所

第一委員会室

午前9時30分 開会

○委員長（原田てつよ）

〔挨拶〕

それでは、ただいまから第7回の農業振興施設改修事業に関する調査特別委員会を開会いたします。

当委員会につきましては全て画像による記録をとっておきたいと思っていますので、御承知のほどよろしくお願ひいたします。

それでは、議長、御挨拶をお願いいたします。

○議長（藤井義明）

〔挨拶〕

○委員長（原田てつよ）

ありがとうございました。

本日は、昨年12月22日に開催されました前回の委員会で、当委員会への地方自治法第100条等の調査権付与について可決され、これを受け12月定例会最終日に権限委任に関する議題が賛成多数で可決されてから初めての委員会となります。どうかよろしくお願ひいたします。

それでは、協議案件に入ります。

協議案件1、今後の委員会の進め方についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○事務局長（長野浩一）

失礼いたします。

これまでの経過につきましては、委員長さんのほうからただいま御説明をいただいたところでございます。

このたびの地方自治法第100条等による調査は、地方公共団体の事務に関わる範囲で生じた不祥事案等に対して、その事案が発生した原因として当該団体の組織や人事管理などに問題がなかったか、事務の執行が適正に行われていたか、そのほかの背景事情、今後どのようにして不祥事案が生じない体制を築いていくかなどの再発防止策等について、調査することを目的とするものでございます。

なお、当委員会に付託された調査事項は、農業振興施設改修事業の補正予算に係る提案説明についての事実確認に関する調査となっております。

また、当委員会の設置期間は調査が終了するまでとなっておりますが、このたび当委員会に百条調査権が付与されたことを受けまして、法的なアドバイスを受けるため新たに弁護士の先生をお願いしております、当面その期間は令和3年度、いわゆる令和4年3月末としておりますが、必要に応じて令和4年度も引き続きお願いしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（原田てつよ）

先ほどの事務局からの説明のうち、当委員会の運営に際して法的なアドバイスを受けるため弁護士をお願いしておりますが、地方自治法第109条第5項により当委員会への出席を求めたいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（原田てつよ）

それでは、当委員会としてそのように決定いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時35分 休憩

午前9時37分 再開

○委員長（原田てつよ）

それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

森岡弁護士におかれましては、当委員会への法的アドバイザーとしての業務をお引き受けいただきありがとうございます。これからどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、当委員会の委員の自己紹介をさせていただきたいと思いますので、隨時そちらから。

○委員（栗尾典子）

栗尾でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員（坂本亮平）

おはようございます。坂本と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員（藏本隆文）

藏本です。どうぞよろしくお願ひします。

○委員（東川三郎）

東川三郎と申します。よろしくお願ひします。

○委員（仁科文秀）

仁科です。よろしくお願ひいたします。

○委員（大月隆司）

大月です。よろしくお願ひします。

○副委員長（齋藤一信）

副委員長の齋藤です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（原田てつよ）

委員長を仰せつかっております原田と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、森岡先生、自己紹介をお願いしてよろしいですか。

○法的アドバイザー（森岡佑貴）

岡山弁護士会所属、みどり法律事務所の弁護士の森岡と申します。よろしくお願ひいたします。

○委員長（原田てつよ）

よろしくお願ひいたします。

それでは、続きまして今月11日を目途に各委員から提出いただいております質問、確認を求める事項について、集約した結果について事務局より説明をいたします。

○事務局長（長野浩一）

失礼いたします。

前回の委員会で、証人喚問に係る具体的な質問事項等について、各委員の皆様から意見を集約させていただき、取りまとめたものを御報告することとしておりましたので、本日資料としてお手元のほうに提出しておりますので御確認ください。

以上でございます。

○委員長（原田てつよ）

皆さん、確認よろしいですか。

それでは、森岡弁護士さんのほうから、何かお気づきの点とか留意事項などありましたらよろしくお願ひいたします。

○法的アドバイザー（森岡佑貴）

私のほうから、着座にて説明させていただきます。

○委員長（原田てつよ）

はい。

○法的アドバイザー（森岡佑貴）

まず、今回の委員会を進めていく中で一般的な裁判のこととの関係で御説明をさせていただくと、基本的には裁判というものは証人尋問という形から始まりまして、その後当事者尋問という形で進む形が多いです。このことから言われるところとして、まずは外郭部分というか客観的な事実を確定させた上で、核心に迫る当事者尋問という形で進めていくのが最適かと思っております。そのため、まず基本的には今回の判断をする際に必要となる資料をきちんと提供いただき、それに関連する形で下部の、今回実際担当した方ではなく、その間を見てきた方にまず聞いて事実を確定させていった上で、その事実について具体的な核となる方からお話を伺いしていくというのが適切かと思います。

また、その尋問に当たっても、基本的には尋問事項書という形で裁判の際にも提出させていただくことが多いので、それと同じように事前にこういったことをお聞きしますという形で資料は提示させていただいたほうがいいかなと考えております。

これに当たって、また裁判と一つ違うところとしては、通常の裁判であれば当然そのときの記憶に基づいて発言をいただくということを前提としておりますので、特段何かを見て回答いただくということは想定されておりません。しかし、今回地方自治法100条に基づく委員会ですので、これは専らメインとなるのは再発防止ということですので、そこについてではそこまで厳しく言わなくてもいいのではないかというのが私の見解です。したがいまして、例えばその当時行った手控えやメモ等がある場合にはなるべく御持参をいただいて、それに基づいてそのときはこのように考えてこのように行動しましたという形で御説明いただいたほうがよりよいかと思います。一応この百条委員会では、記憶違いに基づく証言がある場合には偽証という形で告発をすることになっております。ただ、この告発というのは恐らく意図的にする場合に関してはそれはやむを得ないと考えますが、単に本当に記録を持ってきてなかったために記憶違いということが生じてしまうということはあるべく委員会としても防ぐ、そういうことでもう一度審理し直しとかいうことを防ぎたいと考えていると思いますので、そうした形で資料については適時閲覧させていただきながら証言をいただくほうがより適切かと考えております。

簡単ですが、今のところ気づいた点としてはこのぐらいです。

○委員長（原田てつよ）

ありがとうございました。

各委員さんから森岡弁護士さんに対する何か質問とかございますか。

○委員（東川三郎）

先生、今までこの百条とかというのは経験がありますか。

○法的アドバイザー（森岡佑貴）

前回行われた赤磐の百条委員会のほうで、私のほうが法律顧問として担当させていただいております。

○委員（東川三郎）

分かりました。

○委員長（原田てつよ）

ほかに委員の皆さんよろしいですか。

それでは、各委員の皆さんからの確認事項等のうち、根幹となる項目や共通する事項については副委員長からお尋ねすることとして、続いて各委員から発言していただくような進め方にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（原田てつよ）

それでは、質問内容から今後証人として出頭要求する対象者について協議いたします。

まず、監査報告をしていただいた代表監査委員、監査事務局長、それから執行部の総括的立場として総務部長にお願いしてはどうかだと思いますが、いかがでしょうか。

その後、産業部、政策部、副市長、市長と順次お願いしていきたいと思いますが、御意見のある委員は発言をお願いいたします。

よろしいですか。

○委員（藏本隆文）

だから、一個一個の事象について、できればその事務を担当した課長、係長もそのときに必要なら聞くということもしていただければと思います。

○委員長（原田てつよ）

それは確認事項と照らし合わせながらまた今後検討していきたいと思いますので、まず順番として、先ほど申しました代表監査委員、監査事務局長、それから総務部長ということで次回の委員会は御了承願えますか。よろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副委員長（齋藤一信）

先ほど代表監査、監査事務局、順番のほうを委員長から諮っていただき、そのようになるということになりましたが、私、前段で副委員長から主要になる根幹の部分をまず尋ねるということで皆様から御了承いただいたんですが、そう考えましたら、ちょっと監査や監査事務局長とまた今後証人喚問で呼んだ方に対する質問、皆さんから出していただいておりますが、ちょっと考えたシナリオといいますか、ここが大事だ、そこが大事だっていうのが、証人喚問を呼ぶに当たって当日までに質問を付け加えたいということもあるうかと思いますので、隨時皆様からまた意見を言っていただく、その内容については委員長、副委員長に一任いただくというようなことも、ちょっと確認しといていただけたら非常にありがたいなというふうに思いました。

○委員長（原田てつよ）

ということは、11日までに皆さんから意見出していただいてるんですけど、それ以外にあれば追加をしてもらって私たちでまとめていくということで、今の先ほどの副委員長のお願いがよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（原田てつよ）

それでは、そのようにして進めさせていただきます。

次の委員会では代表監査委員、監査事務局長、それから総務部長に証人として当委員会に出頭を求める証言を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

○委員（藏本隆文）

証人を求めるときに、複数で列席していただくのか、それぞれ単独で証人を求めるのか、手法が2つあると思うんですけど。

○委員長（原田てつよ）

事務局から説明願います。

○事務局長（長野浩一）

失礼いたします。その点につきましては事前に、本日おいでいただいております森岡先生のほうからも御助言をいただいております。基本的にはお一人ずつというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（原田てつよ）

よろしいですか。

○委員（藏本隆文）

はい。

○委員長（原田てつよ）

それでは、次回の当委員会への出頭者としてそのように決定いたします。

続きまして、協議案件2、その他についてですが、各委員の皆さんから何かありましたら御発言願います。

よろしいですか。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（原田てつよ）

それでは、森岡弁護士さんのほうから何かございましたらお願いいいたします。

○法的アドバイザー（森岡佑貴）

先ほど3名の方証人喚問ということでお伺いしているんですが、一応確認をさせていただきたい点としては、当日公務の関係で来られないということがあればそれは日程調整をさせていただく必要があるのかなと思うんですが、内勤の方ばかりでは恐らくないかと思うので、呼出しとかの関係上もうどうしても予定が入っているとかであれば、ちょっと日程調整っていうのはさせていただいてあげたほうがいいのかなと思っております。

また、ちょっとなかなか事前に確認というのが難しいかもしれないんですが、この証人喚問の中で、実際に職務上の秘密に該当するようなものという形で回答される可能性がありまして、その場合に関しては上級の官公庁、通常任命権者にはなりますけれども、のほうからそういう内容を話していいかということについて確認を取っていただく必要があるんです。なので、今回の方々、恐らく代表監査であったり総務であるので、恐らく多分任命権者は市長になるのかとは思いますが、上級権者のほうに場合によってはそういったことについてもお話しitただすことについて許可を得ていただく必要があるかもしれません。

また、その許可が得られないとことになれば、地方自治法の規定に基づけば、その後こちら委員会のほう、議会のほうから、その当該官公署なので今回は市長だと思いますけれども、こちらに対してそうした証言を行うことが公の利害を害するんだということへの声明をいただることになっておりまして、実際その声明が出されてしまうと実はそこについて証言を求めることができないという形になりますので、ちょっとそのあたり声明まで出ることが考えられるということであれば、ちょっとその後の対応についても少し検討させていただく必要があるのかなと考えております。

○委員長（原田てつよ）

分かりました。

○委員（藏本隆文）

先生がおっしゃった中に、公の利害を損じるというふうなことっていうのをただ述べられるのではなくて、なぜじやあ公の利害を損なうのかという理由っていうものは聞けるわけなんですか。

○法的アドバイザー（森岡佑貴）

もちろん、もちろん。これ、地方自治法100条の4項のところで、当該官公署が、だからお話しすることについてはその方がお話ししされては困るということで説明をする際に

は、必ずその理由について、疎明といって簡単なものにはなるんですけど、説明しないといけないという規定になってますので、当然説明を求めることが可能です。

○委員（藏本隆文）

分かりました。

○委員長（原田てつよ）

ほかに委員さん、何か御質問とかございませんか。よろしいですか。

○委員（仁科文秀）

そうしますと、今の総務部長であるとか監査のほうに質問をこういうものをしてみたいということは前もって連絡をして、その答えを考えてもらっておいて当日やり取りをするようになりますか。

○法的アドバイザー（森岡佑貴）

基本的には代表質問に関連するようなものについては事前に通告をしておかないと、先ほどのように、実際来ていただいた中でその場でいきなりそこについては職務上の秘密に該当しますのでお答えできませんとなると、場合によってはその委員会が空転してしまう可能性がございますので、場合によっては事前に確認いただける場合にはさせていただいたほうがよろしいかとは思います。

○委員（仁科文秀）

そうしたときに、今の市長がそれはもう答えをすべきでないということで、例えば10項目お尋ねしようとしても半分以上もう答えができませんというようなことになってしまふと、それなりの理由があるとすれば証人の喚問がなかなか進まないということも考えられますね。

○法的アドバイザー（森岡佑貴）

公の利害を害するということに引きつけてどこまで実際その疎明ができるかだとは思います。恐らく通常なかなか何でもかんでもというわけにいかないと思うんです。考えられるものとして、ちょっと今ここでどこまで御説明するかっていうところもありますけれども、恐らく言われることとしては、監査っていう立場上いろんな方をお呼びして実際お話を聞くんだと、それが百条委員会ということで誰からこういうふうに聞きましたということが明らかになっていくと今後の監査事務に大きな影響をきたします、そういうことでの反論が考えられるのかと思います。

こういった形で網羅的に実際回答されてしまうと、実はそこってなかなか手が出しにく

いところでありまして、地方自治法の監査委員の規定のところには職務上の秘密について特段の規定は設けておりません。そのため、監査委員についても地方公務員法上的一般的な守秘義務という規定が負ってるだけかと思います。

ただ、監査事務という特殊性から考えますと、一旦実はそのあたりの、先ほど話したとおりで、証人の方から実際お話を伺いして監査結果をまとめていくという仕事上はやはりほかの職務と少し違うところもございまして、そういうところに配慮して、当然監査委員の規定が別に地方自治法のところから規定されていることからも考えますと、特別な秘密保持義務とか守秘義務が課されているわけではございませんが、実際そういう形で業務に支障を来すと言われてしまうと、これ自体それなりの理由があるのかなと考えざるを得ない面もあります。

○委員長（原田てつよ）

よろしいですか。

○委員（藏本隆文）

はい。

○委員長（原田てつよ）

ほかの委員さん、よろしいですか。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（原田てつよ）

それでは、今森岡弁護士さんのほうから御助言いただいたことを中心にして、正副委員長、事務局とそして森岡弁護士さんの御指導をいただきながら証人喚問の形を整えていきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（原田てつよ）

それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、事務局のほうから何かございますか。

○事務局長（長野浩一）

失礼いたします。

次回の日程でございますが、2月4日金曜日の10時から調整をお願いできればと考えております。

先ほど御決定をいただきましたので、おおむね10時から代表監査委員、11時から監査事

務局長、13時から総務部長の順でこれから依頼のほうをしてまいりますので、よろしく日程調整のほうをお願いいたします。

また、今後の進行の関係から、できましたら今日この場でその次の日程につきましても併せて調整させていただければと思っております。今お尋ねしたいのですが、例えば2月21日の月曜日、これは御都合いかがでしょうか。

○委員（藏本隆文）

午後が、中学校組合が入ってる、1時半から。午前中の分なら大丈夫です。

○事務局長（長野浩一）

失礼しました。13時30分ですね。分かりました。

○委員（藏本隆文）

小北中学校組合議会。

○事務局長（長野浩一）

組合議会ですね、失礼いたしました。

それ、1時半でございますね。

○委員（藏本隆文）

そうです。

○事務局長（長野浩一）

分かりました。じゃあ、ちょっと仮ということで、午前中の日程を、すみません、ちょっと仮で調整いただけますでしょうか。

○委員長（原田てつよ）

ほかの委員さん、2月21日の一応午前中ということで日程調整をしていただくようによろしくお願ひいたします。

ほかに。

○委員（藏本隆文）

21日は9時半ということで。

○事務局長（長野浩一）

10時からお願ひできればと思っております。

○委員長（原田てつよ）

そしたら、2月21日月曜日の10時からということでよろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（原田てつよ）

それでは、日程調整は以上で。

以上で協議案件2、その他についてを終わります。

閉会に当たりまして、副委員長、挨拶をお願いいたします。

○副委員長（齋藤一信）

大変にお疲れさまでございました。

○委員長（原田てつよ）

以上で農業振興施設改修事業に関する調査特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。

午前9時55分　閉会

笠岡市議会委員会条例第28条第1項の規定により
ここに署名する。

農業振興施設改修事業の補正予算に係る提案説明についての事実確認に関する

調査特別委員長

原田てつよ